

平成30年第3回

富谷市議会定例会議案書

平成30年8月29日提出

富 谷 市

平成30年第3回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号	富谷市介護保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 2号	富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第 3号	富谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について・・・	14
議案第 4号	富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	16
議案第 5号	富谷市都市公園条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	23
議案第 6号	平成30年度富谷市一般会計補正予算（第3号）・・・・・・・・	別冊
議案第 7号	平成30年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）・・・	別冊
議案第 8号	平成30年度富谷市下水道事業特別会計補正予算（第2号）・・・	別冊
議案第 9号	平成30年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	別冊
議案第10号	平成30年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）・・・	別冊

議案第11号	平成30年度富谷市水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
議案第12号	土地の取得について	25
議案第13号	平成30年度市道穀田三ノ関線道路改良工事請負契約の締結について	27
議案第14号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	28
議案第15号	黒川地域行政事務組合理約の変更について	29

諮問

諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	33
-------	------------------------------	----

認定

認定第1号	平成29年度富谷市一般会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第2号	平成29年度富谷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第3号	平成29年度富谷市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第4号	平成29年度富谷市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第5号	平成29年度富谷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第6号	平成29年度富谷市水道事業会計利益処分及び決算の認定について	別冊

議案第 1 号

富谷市介護保険条例の一部改正について

富谷市介護保険条例（平成12年富谷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年8月29日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第56号）による介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市介護保険条例の一部を改正する条例

富谷市介護保険条例（平成12年富谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略</p> <p>（保険料額）</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料額は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 82,800円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>政令第22条の2第2項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第16条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（保険料額）</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料額は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 82,800円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>政令第38条第4項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第16条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年富谷町条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年8月29日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）による指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い，所要の改正を行うもの。

富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成25年富谷町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者<u>（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。</u>)をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者_____)をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p> <p>(2)～(4) 略</p>
<p>第6条～第15条 略</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>施行規則</u></p>	<p>第6条～第15条 略</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令</u></p>

改正後	現行
<p style="text-align: right;">第6</p> <p>5条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>第17条～第45条 略</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護）</p> <p>第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（<u>施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。</u>）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーシ</p>	<p>第36号。以下「施行規則」という。）第6</p> <p>5条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>第17条～第45条 略</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護）</p> <p>第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者_____をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーシ</p>

改正後	現行
<p>ョンセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第47条～第59条の8 略</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>地域密着型通所介護従業者</u>は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、<u>認知症(法第5条の2第1項)</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応</p>	<p>ョンセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第47条～第59条の8 略</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>指定地域密着型通所介護従業者</u>は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、<u>認知症(法第5条の2</u> _____<u>)</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応</p>

改正後	現行
<p>じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p> <p>(地域密着型通所介護計画の作成)</p> <p>第59条の10 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>地域密着型通所介護従業者</u> は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p> <p>第59条の11～第59条の21 略</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の22 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただ</p>	<p>じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p> <p>(地域密着型通所介護計画の作成)</p> <p>第59条の10 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>指定地域密着型通所介護従業者</u> は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p> <p>第59条の11～第59条の21 略</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の22 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただ</p>

改 正 後	現 行
<p>し書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第59条の23～第60条 略</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同</p>	<p>し書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「<u>指定地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第59条の23～第60条 略</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設_____</p>

改 正 後	現 行
<p>じ。)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業)を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前各項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(富谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年富谷町条例第15号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。))第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併</p>	<p>_____に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業)を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前各項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(_____指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年富谷町条例第15号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。))第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併</p>

改 正 後	現 行
<p>せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第63条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。</p> <p>5～7 略</p> <p>第62条～第190条 略 （従業者の員数等）</p> <p>第191条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従</p>	<p>せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第63条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。</p> <p>5～7 略</p> <p>第62条～第190条 略 （従業者の員数等）</p> <p>第191条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従</p>

改 正 後	現 行
<p>事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>12～14 略</p> <p>第192条～第201条 略</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とある</p>	<p>事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>12～14 略</p> <p>第192条～第201条 略</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とある</p>

改 正 後	現 行
<p>のは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「<u>第82条第6項</u>」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>のは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「<u>第82条第6項各号</u>」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3号

富谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年富谷町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年8月29日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年富谷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は，その認知症（<u>法第5条の2第1項</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において，自立した日常生活を営むことができるよう，必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより，利用者の心身機能の維持回復を図り，もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は，その認知症（<u>法第5条の2</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において，自立した日常生活を営むことができるよう，必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより，利用者の心身機能の維持回復を図り，もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>
<p>第5条～第90条 略</p>	<p>第5条～第90条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 4 号

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年8月29日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>第1条～第4条 略</p> <p>（家庭的保育事業者等の一般原則）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>，第14条第2項及び第3項，第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には，法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条，次条第1項，第14条第1項及び第2項，第15条第1項，第2項及び第5項，第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行わ</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>（家庭的保育事業者等の一般原則）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項，<u>次条第2号</u>，第14条第2項及び第3項，第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には，法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条，次条第1項，第14条第1項及び第2項，第15条第1項，第2項及び第5項，第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行わ</p>

改正後	現行
<p>れる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下<u>同じ。</u>)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下<u>同じ。</u>)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下<u>同じ。</u>) (以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において<u>同じ。</u>)を提供すること。</p> <p>(3) 略</p> <p><u>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等と次項に規定する連</u></p>	<p>れる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう_____。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう_____。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう_____。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう_____。)を提供すること。</p> <p>(3) 略</p>

改 正 後	現 行
<p><u>携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u></p> <p>第7条～第15条 略 （食事の提供の特例）</p> <p>第16条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第7条～第15条 略 （食事の提供の特例）</p> <p>第16条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改正後	現行
<p>(4) <u>保育所、幼稚園、認定子ども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</u></p> <p>第17条～第44条 略 （連携施設に関する特例）</p> <p>第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>第46条～第48条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略 （食事の提供の経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設</p>	<p>第17条～第44条 略 （連携施設に関する特例）</p> <p>第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第6条第1号</u>及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>第46条～第48条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略 （食事の提供の経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設</p>

改 正 後	現 行
<p>又は事業を行う者<u>（次項において「施設等」という。）</u>が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備</u></p>	<p>又は事業を行う者_____が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p>

改 正 後	現 行
<p><u>に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</u></p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第6条第1項本文</u>の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第4条・第5条 略</p>	<p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第6条本文</u>の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第4条・第5条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5号

富谷市都市公園条例の一部改正について

富谷市都市公園条例（昭和52年富谷町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年8月29日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

都市公園使用の際，光熱水費の実費相当額を徴収するため，所要の改正を行うもの。

富谷市都市公園条例の一部を改正する条例

富谷市都市公園条例（昭和52年富谷町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行																														
<p>第1条～第19条 略</p> <p>別表第1～別表第1の3 略</p> <p>別表第2（第11条関係）</p> <p>(1) 第3条第1項各号に掲げる行為を屋外で する場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 第3条第1項第1号に掲げる行為</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>(4) 第3条第1項第4号に掲げる行為（別表第3の適用がある場合を除く。）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月をもって許可するもの</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>日をもって許可するもの</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>(1) <u>他の市町村の者が使用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の額の5割増の額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p> <p>(2) <u>光熱水費が伴う場合の使用料は、この表に規定する使用料に、その実費に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>別表第3・別表第4 略</p>	区分	単位	金額	(1) 第3条第1項第1号に掲げる行為	略	略	(4) 第3条第1項第4号に掲げる行為（別表第3の適用がある場合を除く。）			月をもって許可するもの	略	略	日をもって許可するもの	略	略	<p>第1条～第19条 略</p> <p>別表第1～別表第1の3 略</p> <p>別表第2（第11条関係）</p> <p>(1) 第3条第1項各号に掲げる行為を屋外で する場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 第3条第1項第1号に掲げる行為</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>(4) 第3条第1項第4号に掲げる行為（別表第3の適用がある場合を除く。）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月をもって許可するもの</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>日をもって許可するもの</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>他の市町村の者が使用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の額の5割増の額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>別表第3・別表第4 略</p>	区分	単位	金額	(1) 第3条第1項第1号に掲げる行為	略	略	(4) 第3条第1項第4号に掲げる行為（別表第3の適用がある場合を除く。）			月をもって許可するもの	略	略	日をもって許可するもの	略	略
区分	単位	金額																													
(1) 第3条第1項第1号に掲げる行為	略	略																													
(4) 第3条第1項第4号に掲げる行為（別表第3の適用がある場合を除く。）																															
月をもって許可するもの	略	略																													
日をもって許可するもの	略	略																													
区分	単位	金額																													
(1) 第3条第1項第1号に掲げる行為	略	略																													
(4) 第3条第1項第4号に掲げる行為（別表第3の適用がある場合を除く。）																															
月をもって許可するもの	略	略																													
日をもって許可するもの	略	略																													

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

土地の取得について

市道穀田三ノ関線道路用地として、下記の土地を取得しようとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年富谷町条例第3号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 所在地 富谷市富谷狸屋敷208番の一部ほか38筆

2 面積 22,671.93平方メートル

3 取得価格 123,159,988円也

4 契約の相手方

ほか12人，法人6者

平成30年8月29日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

市道穀田三ノ関線道路用地として取得するため。

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市富谷狸屋敷 208番の一部ほか6筆	山林ほか	8,007.25	
		富谷市富谷狸屋敷 219番2の一部ほか1筆	山林ほか	2,056.06	
		富谷市富谷狸屋敷 190番3の一部	山林	706.53	共有
		富谷市富谷狸屋敷 190番3の一部	山林		
		富谷市富谷狸屋敷 190番3の一部	山林		
		富谷市三ノ関坂ノ下 129番1の一部	山林	0.49	
		富谷市三ノ関坂ノ下 106番8の一部	宅地	754.09	
		富谷市富谷狸屋敷 211番の一部	畑	480.52	
		富谷市三ノ関坂ノ下 110番5の一部ほか2筆	山林ほか	1,294.84	
		富谷市三ノ関坂ノ下 110番4の一部ほか1筆	山林ほか	848.92	
		富谷市三ノ関坂ノ下 129番2の一部ほか1筆	山林	539.53	
		富谷市三ノ関坂ノ下 124番4の一部ほか1筆	宅地ほか	5,268.74	共有
		富谷市三ノ関坂ノ下 124番24の全部ほか1筆	雑種地		
		富谷市三ノ関坂ノ下 124番6の一部ほか10筆	宅地ほか		
		富谷市三ノ関坂ノ下 124番6の一部ほか10筆	宅地ほか		
		富谷市三ノ関坂ノ下 124番6の一部ほか10筆	宅地ほか		
		富谷市三ノ関坂ノ下 124番6の一部ほか10筆	宅地ほか		
		富谷市三ノ関坂ノ下 124番6の一部ほか10筆	宅地ほか		
		富谷市富谷狸屋敷 212番の一部ほか2筆	山林	1,478.74	
		富谷市三ノ関坂ノ下 109番1の一部ほか2筆	山林ほか	1,116.61	
合計				22,671.93	

議案第13号

平成30年度市道穀田三ノ関線道路改良工事請負契約の締結について

平成30年7月19日一般競争入札に付した，平成30年度市道穀田三ノ関線道路改良工事請負契約について，下記のとおり請負契約を締結するため，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により，議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成30年度市道穀田三ノ関線道路改良工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 一金151,200,000円也
- 4 契約の相手方 富谷市志戸田北田子沢107番地
安藤建設工業株式会社
代表取締役 安藤 照 男

平成30年8月29日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

議案第14号

教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

教育委員会の教育長に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 菅 原 義 一

生年月日

平成30年8月29日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

教育委員会教育長 菅原義一の任期が、平成30年10月14日をもって満了するため、教育長として任命するもの。

議案第15号

黒川地域行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により，黒川地域行政事務組合同規約（平成3年宮城県（地）指令第111号）を別紙のとおり変更することについて，同法第290条の規定により，議会の議決を求める。

平成30年8月29日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

黒川地域行政事務組合において共同処理している小・中学校結核対策委員会の設置及び運営に関する事務を廃止することに伴い同組合同規約を変更することにつき，協議するもの。

黒川地域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

黒川地域行政事務組合同規約（平成3年宮城県（地）指令第111号）の一部を次のように変更する。

第3条中第14号を削り，第15号を第14号とし，第16号を第15号とし，第17号を第16号とする。

第16条第2項第2号中「第16号」を「第15号」に，「第17号」を「第16号」に改め，同項第6号中「及び第14号」を削り，同項第7号中「第3条第15号」を「第3条第14号」に改める。

別表第1（第16条関係）中

「

第4号，第5号， 第6号，第16号 及び第17号	25%	—	75%	—
--------------------------------	-----	---	-----	---

」を

「

第4号，第5号， 第6号，第15号 及び第16号	25%	—	75%	—
--------------------------------	-----	---	-----	---

」に

改め，同表第14号の項を削る。

附 則

この規約は，知事の許可のあった日から施行する。

黒川地域行政事務組合同規約新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1条・第2条 略</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務及び事業を共同処理する。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <hr/> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>第3条の2～第15条 略</p> <p>(経費の支弁方法)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項第2号の関係市町村の負担金の負担方法については、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3条第4号、第5号、第6号及び第15号並びに第16号の事務に要する経費の負担金については、別表第1に掲げる均等割及び実績割（前年の1月から12月までの実績による。）により算定した額を関係市町村が負担する。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 第3条第13号_____に要する経費の負担金については、別表第1に掲げる均等割及び在籍児童生徒数割（前年の10月1日の小・中学校在籍児童生徒数による。）により算定した額を関係市町村が負</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務及び事業を共同処理する。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>小・中学校結核対策委員会の設置及び運営に関すること。</u></p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>第3条の2～第15条 略</p> <p>(経費の支弁方法)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項第2号の関係市町村の負担金の負担方法については、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3条第4号、第5号、第6号及び第16号並びに第17号の事務に要する経費の負担金については、別表第1に掲げる均等割及び実績割（前年の1月から12月までの実績による。）により算定した額を関係市町村が負担する。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 第3条第13号及び第14号に要する経費の負担金については、別表第1に掲げる均等割及び在籍児童生徒数割（前年の10月1日の小・中学校在籍児童生徒数による。）により算定した額を関係市町村が負</p>

改正後					現行				
担する。 (7) <u>第3条第14号</u> の事務に要する経費の負担金については、均等に関係市町村が負担する。					担する。 (7) <u>第3条第15号</u> の事務に要する経費の負担金については、均等に関係市町村が負担する。				
別表第1 (第16条関係)					別表第1 (第16条関係)				
区分 ＼ 号別	均等割	人口割	実績割	在籍児童生徒数割	区分 ＼ 号別	均等割	人口割	実績割	在籍児童生徒数割
管理運営並びに第1号及び第2号	50%	50%	—	—	管理運営並びに第1号及び第2号	50%	50%	—	—
第3号	30%	70%	—	—	第3号	30%	70%	—	—
<u>第4号, 第5号, 第6号, 第15号及び第16号</u>	<u>25%</u>	—	<u>75%</u>	—	<u>第4号, 第5号, 第6号, 第16号及び第17号</u>	<u>25%</u>	—	<u>75%</u>	—
第12号	20%	80%	—	—	第12号	20%	80%	—	—
第13号	70%	—	—	30%	第13号	70%	—	—	30%
					<u>第14号</u>	<u>50%</u>	—	—	<u>50%</u>
別表第2 略					別表第2 略				

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて，人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により，議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 境 野 修

生年月日

平成30年8月29日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 菊地清は，平成30年12月31日をもって任期満了となるため。